

社会福祉法人聖優会
役員報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖優会（以下「法人」という。）の役員報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して理事会、監事会に出席したときは報酬を支給する。ただし、法人職員が理事となっている場合は支給しない。

2. 支給額は、1回につき 6,000円とする。

(支給日)

第3条 役員報酬は、理事会、監事会に出席毎に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会、監事会並びにその他の会議に出席するため、或いは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2. 費用弁償額は、役員の居住地から計算した、交通費の実費額とする。

3. 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。但し、理事会、監事会への出席の場合は除く。

日 当（1日につき） 6,000円

宿泊料（1泊につき） 15,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正は、法令及び定款の定めに従って改正する。

附 則

この規程は、平成12年 3月31日から施行する。

この改正は、平成15年 3月30日から適用する。

この改正は、平成28年 1月 1日から適用する。

この規程は、平成29年 1月28日から適用する。